

「ひとり親世帯臨時特別給付金」についてのお知らせ

このたび、新型コロナウイルス感染症の影響による、ひとり親世帯等への負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、北海道より次の通り給付金が支給されます。

1. 基本給付～児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の方への給付

支給対象者

以下、①～③のいずれかに該当する方

- ①令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方（全部支給または一部支給）。
- ②公的年金等（遺族年金、障がい年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など）を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方。
※児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額または一部停止されたと推測される方も対象になります。
- ③児童扶養手当が所得制限により全部停止になっている方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、家計が急変するなどの理由により、収入が児童扶養手当を全部支給または一部支給している方と同じ水準となっている方。

給付額

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円増額

申請手続き

○上記支給対象者①の方➡申請不要。

8月頃、令和2年6月分の児童扶養手当を支給している口座へ振り込まれます。

○上記支給対象者②の方➡申請が必要。下記窓口にて申請手続きをお願いします。

- ・申請先 健康福祉課福祉グループまたは住民サービス課住民サービスグループ
- ・必要書類 申請者の本人確認書類の写し、受取口座を確認できる通帳やキャッシュカードの写し、印鑑、児童扶養手当を受給されていない方は戸籍謄本または抄本、父または母に障がいのある場合は障がい状態が確認できる書類、収入がわかる給与明細書、年金受給者の方は年金振込通知書等

○上記支給対象者③の方➡申請が必要。下記窓口にて申請手続きをお願いします。

- ・申請先 健康福祉課福祉グループまたは住民サービス課住民サービスグループ
- ・必要書類 申請者の本人確認書類の写し、受取口座を確認できる通帳やキャッシュカードの写し、印鑑、児童扶養手当を受給されていない方は戸籍謄本または抄本、父または母に障がいのある場合は障がい状態が確認できる書類、収入がわかる給与明細書、年金受給者の方は年金振込通知書等

2. 追加給付～新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、家計が急変し、収入が減少している方への給付

支給対象者

上記「1. 基本給付」支給対象者の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し収入が減少した方。

給付額

1世帯5万円

申請手続き

○上記支給対象者②の方➡申請が必要。下記窓口にて申請手続きをお願いします。

- ・申請先 健康福祉課福祉グループまたは住民サービス課住民サービスグループ
- ・必要書類 申請者の本人確認書類の写し、受取口座を確認できる通帳やキャッシュカードの写し、印鑑、収入がわかる給与明細書、年金受給者の方は年金振込通知書等

問合せ 健康福祉課福祉グループ ☎②9 7071